

令和8年度答申第58号
令和8年8月10日

諮問番号 令和8年度諮問第22号（令和8年6月23日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定等に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が、給付金の全部又は一部について不支給とする決定をしたことから、審査請求人がこれらを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練及び公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を同法2条で定める特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同法7条2項は、給付金の

支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) これを受けて、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）10条は、求職者支援法7条1項に規定する給付金は、職業訓練受講手当、通所手当及び寄宿手当とすると規定する。
- (3) 求職者支援規則11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定し、同項1号は、当該特定求職者の収入の額が8万円以下であることを、同項2号は、当該特定求職者並びに当該特定求職者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子及び父母（以下「配偶者等」という。）の収入の額を合算した額が30万円以下であることを掲げている（以下同項1号に掲げる収入要件を「本人収入要件」といい、同項2号に掲げる収入要件を「世帯収入要件」という。）。

また、求職者支援規則12条1項は、通所手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、同規則11条1項1号中「8万円」とあるのは「12万円」と、同項2号中「30万円」とあるのは「34万円」と読み替えた場合に同項各号のいずれにも該当する場合であって、給付金支給単位期間において、同規則12条1項各号（訓練施設への通所に交通機関を利用する者等）のいずれかに該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給するものとする旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、令和6年12月16日、処分庁に対し、公共職業訓練である「B科」（以下「本件訓練」という。）に係る給付金の事前審査関係書類を提出した。

（事前審査書）

- (2) 処分庁は、令和6年12月16日付けで、審査請求人に対し、「職業訓練受講給付金事前審査通知書」（以下「事前審査通知書」という。）を交付した。

事前審査通知書には、審査請求人から申請のあった給付金事前審査につ

いて、審査の結果、要件に該当することを確認した旨が記載されていた一方で、注意事項として「この通知書は、審査を行った時点における職業訓練受講給付金の支給要件の一部を確認したものであり、当該給付金の支給・不支給を決定するものではありません。」と記載されていた。

(職業訓練受講給付金事前審査通知書)

- (3) 審査請求人は、令和7年1月7日、上記(1)の本件訓練を開始した。訓練期間は、同日から同年6月27日までであった。

(事前審査書、訓練コース案内)

- (4) 審査請求人は、令和7年2月10日、処分庁に対し、本件訓練の同年1月7日から同年2月6日までの給付金支給単位期間（以下「第1期」という。）に係る給付金の支給申請（以下「第1期申請」という。）をした。支給申請書の収入記載欄には、本人収入50,000円、世帯収入222,290円と記載されていた。

(職業訓練受講給付金支給申請書（令和7年2月10日付け）)

- (5) 審査請求人は、令和7年3月10日、処分庁に対し、本件訓練の同年2月7日から同年3月6日までの給付金支給単位期間（以下「第2期」という。）に係る給付金の支給申請（以下「第2期申請」という。）をした。支給申請書の収入記載欄には、本人収入30,000円、世帯収入292,384円と記載されていた。

(職業訓練受講給付金支給申請書（令和7年3月10日付け）)

- (6) 処分庁は、令和7年3月10日、第1期申請及び第2期申請に対する支給決定をした。その際、処分庁は、求職者支援制度業務取扱要領（「求職者支援制度の実施について」（平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号厚生労働省職業安定局長・職業能力開発局長連名通達）別添。以下「求職者支援要領」という。）に規定する各種年金の算定方法について、税引後の額を収入として取り扱うものと誤認し、誤った世帯収入を算定した結果、第1期申請に対し、口頭で通知する方法により、職業訓練受講手当の支給額を100,000円、通所手当の支給額を3,690円として支給する旨の決定（以下「第1期支給決定」という。）をし、第2期申請に対し、審査請求人に係る職業訓練給付金支給状況（支給記録）（以下「本件支給記録」という。）に所定の事項を記載する方法により、職業訓練受講手当の支給額を100,000円、通所手当の支給額を3,690円として支給する旨の決定（以下「第2期支給決定」とい

う。)をした。

(職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)、給付金支給申請確定一覧、給付金支給・不支給決定済一覧、令和8年7月8日付け審査庁主張書面)

(7) 処分庁は、令和7年3月13日付けで、第1期支給決定及び第2期支給決定(以下併せて「第1期支給決定等」という。)において決定した給付金合計20万7380円を審査請求人の口座に振り込む方法で支給した。

(通帳の写し(弁明書添付書類(ヒ)－4)、「質問書への回答および物件の提出について」、令和8年7月8日付け審査庁主張書面)

(8) 審査請求人は、令和7年4月10日、処分庁に対し、本件訓練の同年3月7日から同年4月6日までの給付金支給単位期間(以下「第3期」という。)に係る給付金の支給申請(以下「第3期申請」という。)をした。支給申請書の収入記載欄には、本人収入0円、世帯収入300,934円と記載されていた。

(職業訓練受講給付金支給申請書(令和7年4月10日付け))

(9) 審査請求人は、令和7年5月9日、処分庁に対し、本件訓練の同年4月7日から同年5月6日までの給付金支給単位期間(以下「第4期」という。)に係る給付金の支給申請(以下「第4期申請」という。)をした。支給申請書の収入記載欄には、本人収入0円、世帯収入300,832円と記載されていた。

(職業訓練受講給付金支給申請書(令和7年5月9日付け))

(10) 処分庁は、令和7年5月12日、第3期申請及び第4期申請に対し、求職者支援規則11条1項2号に規定する職業訓練受講手当に係る世帯収入要件を満たしていないとして、職業訓練受講手当の支給額を0円、通所手当の支給額を3,690円として支給する旨の各決定(以下第3期申請に対する支給決定を「第3期支給決定」、第4期申請に対する支給決定を「第4期支給決定」という。)をした。

(各職業訓練受講給付金支給決定通知書(令和7年5月12日付け))

(11) 処分庁は、令和7年6月10日、第1期支給決定について、求職者支援規則11条1号2号に規定する職業訓練受講手当に係る世帯収入要件を満たしておらず、加えて、同規則12条1項に規定する通所手当に係る世帯収入要件も満たしていないとして、第1期支給決定を取り消した上で、職業訓練受講給付金不支給決定書に「申請者本人及び同居の配偶者等の収入の額を合算した額が34万円を超えているため」との理由を付して、第

1 期申請に対する給付金を支給しない旨の決定（以下「第 1 期不支給決定」という。）をした。

（職業訓練受講給付金不支給決定通知書（令和 7 年 6 月 1 0 日付け）、弁明書）

（1 2）処分庁は、令和 7 年 6 月 1 0 日、第 2 期支給決定について、求職者支援規則 1 1 条 1 号 2 号に規定する職業訓練受講手当に係る世帯収入要件を満たしていないとして、第 2 期支給決定のうち職業訓練受講手当の支給に係る部分を取り消した上で、第 2 期申請に対し、職業訓練受講手当の支給額を 0 円、通所手当の支給額を 3, 6 9 0 円として支給する旨の支給額変更決定（以下「第 2 期変更決定」という。）をした。

（職業訓練受講給付金支給決定通知書（支給額変更決定）（令和 7 年 6 月 1 0 日付け）、弁明書）

（1 3）処分庁は、令和 7 年 6 月 1 0 日、審査請求人に対し、振り込まれた給付金のうち 2 0 万 3 6 9 0 円の返還を求める納入告知書を交付した。

（領収済通知（報告）書、「質問書への回答および物件の提出について」）

（1 4）審査請求人は、令和 7 年 8 月 2 9 日、処分庁を経由して、審査庁に対し、第 1 期不支給決定、第 2 期変更決定、第 3 期支給決定及び第 4 期支給決定（以下併せて「第 1 期不支給決定等」という。）を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

（1 5）審査庁は、令和 8 年 6 月 2 3 日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人に受給資格がなかったにもかかわらず、処分庁は、事前審査の段階において、審査請求人に対し受給資格があるかのような説明をしている。審査請求人は、受給資格があるからこそ、6 か月に及ぶ本件訓練を受講可能と判断して受講を決意しており、当然のことながら生活の基盤を支えるための給付金は受給できると思ってしかるべきである。また、各期の受給申請の際にも、問題がない旨対応され、それを証明する事実として、第 1 期支給決定等に係る給付金は、既に処分庁から支給済みとなっている。

審査請求人に本質的な受給資格がないとはいえ、公共機関である処分庁が事前審査通知書により書面にて審査請求人に通知をしてその資格を認め、受

給要件である処分理由以外のその他の項目（受講義務等）を審査請求人に課し、審査請求人は誠実にその義務を果たしている。審査請求人の努力いかんによりどうしても致し難い要件にて、生活の基盤を支えるための給付金を受給できないのは納得できない。

制度を運用し、専門で取り扱う処分庁が取扱いを誤る内容を、一般人である審査請求人が全て把握することは困難であり、そのために、収入を算定するに当たり、必要な書類を提出して処分庁に相談した上で、処分庁の指示に従って申請申告している。今回の問題点である収入の算定に当たっては、審査請求人に誤った説明及び指示を実施した処分庁に責任があり、審査請求人は、その指示どおりに行動したにすぎず、何ら責任を負うことはない。

（審査請求書、反論書、主張書）

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、職業訓練受講手当の支給に係る収入要件及び通所手当の支給に係る支給要件の詳細は、求職者支援要領において以下のとおり規定されている。

求職者支援要領10043（3）ハ（イ）において、本人収入要件に係る本人収入の範囲は、税引前の稼得収入及びその他収入全般であると規定されているところ、同（ハ）において、「その他収入全般」は、各種年金、年金生活者支援給付金を含む税引前の収入全般であると規定されている。そして、求職者支援要領10043（3）ニ（イ）において、世帯収入要件に係る世帯収入の範囲は、同ハ（イ）及び（ハ）と同様である旨規定されている。

- 2 審査請求人の各給付金支給単位期間における世帯収入額は下表のとおりである。

給付金支給単位期間	①世帯収入 (②～⑤の合算額)	②本人収入	③年金 (地共済)	④年金 (年金機構)	⑤年金 (年金機構)
第1期 (誤)	222,290	50,000	44,995 (269,972÷6)	75,174 (150,349÷2)	52,121 (104,242÷2)
第1期	350,931	50,000	134,986	102,624	63,321

(正)			(269, 972 ÷ 2)	(205, 249 ÷ 2)	(126, 642 ÷ 2)
第 2 期 (誤)	292, 387	30, 000	134, 987 (269, 975 ÷ 2)	75, 276 (150, 552 ÷ 2)	52, 124 (104, 248 ÷ 2)
第 2 期 (正)	330, 936	30, 000	134, 986 (269, 972 ÷ 2)	102, 626 (205, 252 ÷ 2)	63, 324 (126, 648 ÷ 2)
第 3 期	300, 938	0	134, 988 (269, 975 ÷ 2)	102, 626 (205, 252 ÷ 2)	63, 324 (126, 648 ÷ 2)
第 4 期	300, 932	0	134, 986 (269, 972 ÷ 2)	102, 625 (205, 252 ÷ 2)	63, 321 (126, 642 ÷ 2)

審査請求人と配偶者等（審査請求人の父母）が同居していることは、審査請求人が提出した「職業訓練受講給付金要件申告書」の記載によって申告されており、また審査請求人が提出した審査請求人及び父母の住民票により、審査請求人と父母は世帯分離しているが、同一の住所であることが確認できる。「同居の又は生計を一にする別居」の範囲を規定する求職者支援要領 1 0 0 4 3 (3) イには、住民票上、世帯を異にしているが、住民票上の住所が同一である場合、同居又は生計を一にする別居と判断する旨規定されていることから、審査請求人及びその父母との関係は、同居関係と判断する。

このため、第 1 期から第 4 期までにおける審査請求人の世帯収入は、求職者支援規則 1 1 条 1 項 2 号に規定する職業訓練受講手当の支給要件の一つである世帯収入要件を満たしておらず、第 1 期については求職者支援規則 1 2 条 1 項に規定する通所手当の支給要件の一つも満たしていない。

- 3 本件に対して、審査請求人は、審査請求書において、「特定求職者が上記処分の取消しを求め、不服申立ての審査請求をする理由としましては、法第 1 条に違反し特定求職者の生活の安定どころか、逆に生活の基盤を破壊しかねない事態を招いているため」と主張しているが、求職者支援法上、審査請求人は職業訓練受講手当に係る利益（第 1 期は職業訓練受講手当及び通所手当に係る利益）を享受することのできる法的地位を有しない者である上、第 1 期支給決定等の取消しまでの期間が不当に長期であるとはいえないことも考慮すると、第 1 期不支給決定等は正当な処分と考える。なお、審査請求人に給付金の受給資格がないことは、審査請求人も審査請求書で認めているところである。

- 4 審査請求人は、審査請求書において、審査請求人に本質的な受給資格がな

いとはいえ、公共機関である処分庁が事前審査通知書で受給資格を認め、受給要件である処分理由以外のその他の項目（受講義務等）を審査請求人に課し、審査請求人は誠実にその義務を果たしているにもかかわらず、本人の努力いかんによりどうしても致し難い要件にて、生活基盤を支えるための給付金を受給できないのは納得できない旨等主張しているが、事前審査通知書には、「この通知書は、審査を行った時点における職業訓練受講給付金の支給要件の一部を確認したものであり、当該給付金の支給・不支給を決定するものではありません。」と記載されているとおり、事前審査通知書は各給付金支給単位期間の給付金の受給資格を認めるものではない。

各給付金支給単位期間の給付金受給可否については、求職者支援要領 11020において「事前審査においては、10041に挙げた支給要件のうちホ及びヘ（出席要件）を除く全てについて確認を行い、「該当」「非該当」の判断を行う。併せて10051イ及びロについても確認を行う。なお、本来の支給要件としては、支給申請を行おうとする支給単位期間における状況を確認するが、事前審査においては、事前審査の申請日時点の申告及び証明書類の提出をもってその蓋然性が高いと判断するのみである。最終的に支給要件を満たすかどうかの判断は、下記3の支給申請の都度行う。」と規定されているとおり、支給申請の都度判断する。

加えて、審査請求人に限らず給付金を申請する者に等しく求職者支援法、求職者支援規則及び求職者支援要領の正しい解釈に基づく交付手続の必要性が高いことが認められることを鑑みると、処分庁が誤った解釈で行った第1期支給決定等を取り消し、第1期不支給決定等を行ったことは正当なものと考ええる。

このため、たとえ審査請求人に事前審査通知書が交付され、第1期支給決定等がされていた場合であっても、正しい解釈に基づいて算定された世帯収入の額が、職業訓練受講手当の支給要件の一つである世帯収入要件を満たしておらず、第1期については求職者支援規則12条1項に規定する通所手当の支給要件の一つも満たしていない場合、第1期支給決定等は適正な処分としての効力を認めることはできない。

- 5 処分庁から審査請求人に手交された「求職者支援制度・訓練受講のしおりー就職支援計画書の交付を受ける方へー」には「「収入」とは、税引前の給与（賞与含）、事業収入、役員報酬、不動産賃貸収入、各種年金、仕送り、養育費（省略）その他全般の収入を指します。手取り額の収入ではありません

んのでご注意ください（省略）。」と記載がある上、「職業訓練受講給付金の事前審査に必要な書類」の裏面にも同趣旨の記載があり、「職業訓練受講給付金の事前審査に必要な書類」には「裏面の「職業訓練受講給付金の支給要件」（省略）等をよくご確認の上、手続きを行ってください。また不明な点はハローワークに確認するようにしてください。」と記載がある。

このため、審査請求人においても「収入」が全般の収入を指し、世帯収入の額には税引前の額で算定されることは、事前に認識できたものである。

- 6 以上から、処分庁が行った第1期不支給決定等は正当なものであると考える。よって、本件審査請求には理由がないため棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はない。

2 本件支給決定の違法性又は不当性について

(1) 職業訓練受講手当及び通所手当の支給要件該当性について

処分庁は、審査請求人の第1期申請から第4期申請までについて、第1期申請に対しては職業訓練受講手当及び通所手当をいずれも不支給とする決定（第1期不支給決定）をし、第2期申請から第4期申請までに対しては、それぞれ職業訓練受講手当を不支給とし、通所手当のみを支給する決定（第2期変更決定、第3期支給決定及び第4期支給決定）をしたところ、審査請求人は、第1期不支給決定等につき職業訓練受講手当が支給されるべきであり、第1期不支給決定については更に通所手当が支給されるべきであると主張している。

しかし、給付金の支給を受けるためには、給付金支給単位期間における特定求職者に係る世帯収入の額が30万円以下（職業訓練受講手当に係る世帯収入要件）又は34万円以下（通所手当に係る世帯収入要件）であることが必要であるところ、第1期から第4期までの各給付金支給単位期間における審査請求人の世帯収入は上記第2の2の表のとおりであると認められ、その額が30万円（第1期においては34万円）を超えることは明らかであるから、審査請求人は、各給付金支給単位期間において、職業訓練受講手当に係る世帯収入要件（併せて、第1期においては通所手当に係る世帯収入要件）を満たしていない。

(2) 授益的処分の取消しの可否等について

ア 本件において、処分庁は、審査請求人の世帯収入に係る認定を誤ったまま第1期支給決定等を行い、これに基づいて審査請求人に給付金を支給した後に、当該認定の誤りが発覚したことを受けて、第1期支給決定等を取り消した上で、第1期不支給決定及び第2期変更決定を行っている。

そこで、一度行った授益的処分である第1期支給決定等について、処分庁が自らその誤りを認めて職権で取り消すことができるかについて、以下検討する。

イ 処分をした行政庁その他正当な権限を有する行政庁においては、自らその違法又は不当を認めて、処分の取消しによって生ずる不利益と、取消しをしないことによってかかる処分に基づき既に生じた効果をそのまま維持することの不利益とを比較考量し、しかも当該処分を放置することが公共の福祉の要請に照らし著しく不当であると認められるときに限り、これを取り消すことができると解するのが相当である（最高裁昭和43年11月7日第一小法廷判決・民集22巻12号2421頁、最高裁令和3年6月4日第二小法廷判決・民集75巻7号2963頁参照）。

ウ 求職者支援法は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって特定求職者の職業及び生活の安定に資することを目的とするものである（1条）。そして、給付金は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を特定求職者が受けることを容易にするために支給されるものであり、その支給に関し必要な基準は求職者支援規則で定められているところ（求職者支援法7条）、職業訓練受講手当及び通所手当は、給付金支給単位期間において、本人収入要件、世帯収入要件その他の要件を満たす場合に、当該給付金支給単位期間について支給されるものであり（求職者支援規則11条及び12条）、その支給を受けようとする特定求職者は、当該給付金の支給に係る給付金支給単位期間が終了した日の翌日から1月以内に指定された日に公共職業安定所に出頭し、職業訓練受講給付金支給申請書に就職支援計画書その他書類を添えて提出しなければならない（求職者支援規則17条）。

このように、求職者支援規則が給付金支給単位期間（1か月）で給付金の支給申請及び支給手続を行う方式を採用していることに照らすと、求職

者支援法及び求職者支援規則は、特定求職者が職業訓練を受けることを容易にすることにより、特定求職者の就職を促進し、もって特定求職者の職業及び生活の安定に資するという目的を達成するため、給付金の支給要件該当性の審査を迅速に行うことを求めつつ、公平性を担保するため、その審査を的確に行うことが求められているものと解される。

エ 第1期支給決定等は、審査請求人の世帯収入についての認定に誤りがあるという瑕疵を有するものであるところ、求職者支援規則11条1項及び12条1項が職業訓練受講手当及び通所手当に係る本人収入要件及び世帯収入要件につき具体的な金額をもって厳密に定めていることに照らすと、当該瑕疵は、求職者支援法及び求職者支援規則の規定する給付金の支給要件の根幹に関わるものというべきである。

第1期支給決定等の効果を維持することによって生ずる不利益を更に検討すると、その効果を維持した場合には、給付金の支給に関し、給付金の支給申請を行う多数の特定求職者の間において公平性が確保されないこととなる。このような結果を許容することは、給付金に係る制度の適正な運用ひいては当該制度それ自体に対する国民の信頼を害することとなる。

また、給付金の支給については、これに要する費用の2分の1（ただし、当分の間は100分の27.5）を国庫が負担することとなっており（雇用保険法（昭和49年法律第116号）66条1項6号、附則13条1項）、その限度では究極的には国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われている。残りの費用についても、雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料を充てるものとされているところ（同法68条2項）、政府が管掌する雇用保険は、適用除外の労働者（同法6条）以外の労働者が雇用される事業（適用事業）については強制加入とされており、保険料が強制徴収されることから（雇用保険法68条1項、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号））、賦課徴収の強制の度合いにおいては租税に類似する性質を有するものである。そして、第1期支給決定等の効果を維持した場合には、これらの財源等を害することになる。

以上のような事態は、いずれも給付金に係る制度の安定的かつ円滑な運用を害しかねないものであるから、第1期支給決定等の効果を維持することによる不利益は、特定求職者の職業及び生活の安定に資するという求職者支援法の目的の実現を困難にする性質のものであるということが出来る。

オ その一方で、第１期支給決定等を取り消すことによって生ずる不利益を検討すると、その取消しがされた場合には、審査請求人にとっては、その有効性を信頼し、あるいは既に全額を費消していた可能性があるにもかかわらず、第１期支給決定等による支給相当額（第２期に係る通所手当相当額を除く。）を返還させられる結果となる。このことによる負担感、審査請求人が職業及び生活の安定を必要とする特定求職者であり、既に本件訓練を受講していることも勘案すると、小さくないといわざるを得ない。

しかしながら、審査請求人は、求職者支援法及び求職者支援規則上、第１期については職業訓練受講手当及び通所手当、第２期については職業訓練受講手当に係る利益を享受することのできる法的地位をおおよそ有しないものである。また、審査請求人は、既に利益を得たことに対応して金員の返還を求められるにとどまり、新たな金員の抛出等を求められるわけではない。これらを踏まえると、上記のような結果となることは誠にやむを得ないものといわざるを得ない。

なお、第１期支給決定等を取り消すことにより、給付金の受給者一般においてこれをちゅうちょなく使用できるという利益が一定の制約を受けるという点についても、そのようなおそれが全くないわけではないが、そのことにより、上記判断が左右されるものではない。

以上に加え、上記第１の３（７）、（１１）及び（１２）のとおり、第１期支給決定等に係る給付金が審査請求人に支給されてから第１期支給決定等が取り消されるまでの期間は約３か月であり、第１期支給決定等を取り消すまでの期間が不当に長期間に及んでいるともいい難いことをも併せ考慮すると、前記瑕疵を有する第１期支給決定等については、その効果を維持することによって生ずる不利益がこれを取り消すことによって生ずる不利益と比較して重大であり、その取消しを正当化するに足る公益上の必要があると認められる。

カ 以上によれば、本件においては、第１期支給決定等の取消しによって生ずる不利益と比較して、取消しをしないことによって第１期支給決定等に基づき既に生じた効果をそのまま維持することの不利益が重大であり、しかも第１期支給決定等を放置することが公共の福祉の要請に照らし著しく不当であると認められるから、処分庁が職権により第１期支給決定等を取り消すことができるというべきである。

キ なお、審査請求人は、要旨、公共機関である処分庁が、審査請求人には給付金の受給資格がないにもかかわらず、事前審査通知書によりその受給資格を認めたことや、事前審査時、第1期申請時及び第2期申請時においても審査請求人に受給資格がないことを認知させず、説明責任を果たさなかったことが問題である旨を主張する。

確かに、本件においては、処分庁の担当者が、世帯収入の認定方法につき、誤った解釈を行い、そのことにより審査請求人が職業訓練受講手当（第1期については併せて通所手当）の支給要件を満たさないことを看過したことが原因で、審査請求人に事前審査通知書が交付され、さらには第1期支給決定等がされて実際に給付金が支給されたことが認められる。したがって、審査請求人が処分庁の見解を信頼して給付金を受給できるものと考えて本件訓練を受講するに至ったのはやむを得ないというべきであり、また、上記オのとおり、特定求職者である審査請求人が第1期支給決定等による支給相当額（第2期に係る通所手当相当額を除く。）を返還させられることによる負担感も小さくないといわざるを得ない。

しかしながら、上記エで説示したような、第1期支給決定等有する瑕疵の内容及び程度、給付金の支給に関する特定求職者間の公平性や、給付金に係る制度の適正な運用ひいては当該制度それ自体に対する国民の信頼の確保、給付金に係る制度の安定的かつ円滑な運用の確保の必要性等を考慮すると、上記のような審査請求人における処分庁の見解に対する信頼及び第1期支給決定等の取消しによる不利益を考慮してもなお、本件においては処分庁の信義則違反を理由として第1期不支給決定等を違法又は不当なものとして取り消すべきであるということとはできず、審査請求人の主張は採用することができない。

（3）小括

よって、第1期不支給決定等が違法又は不当であるとは認められない。

3 付言

（1）理由付記について

ア 第1期不支給決定の通知書の理由記載欄には、「申請者本人及び同居の配偶者等の収入の額を合算が34万円を超えているため」としか記載されておらず、審査請求人の不服の内容に照らしても、行政手続法（平成5年法律第88号）8条1項が求める理由の記載として十分とはいえ

ない。

すなわち、行政庁が申請拒否処分をするときは、申請者に対してその理由を示さなければならない（行政手続法８条１項）と定める趣旨は、行政の恣意の抑制、慎重な判断の確保、当事者の不服申立ての便宜などにあるところ、かかる理由付記制度の趣旨に照らせば、職業訓練受講手当に係る世帯収入要件は３０万円以下である（求職者支援規則１１条１項２号）一方で、通所手当に係る世帯収入要件は３４万円以下であり（求職者支援規則１２条１項）、各手当につき支給要件が異なることから、第１期不支給決定の通知書における不支給の理由の記載においては、各手当につきいずれの支給要件が満たされないのかを根拠法条とともに示した上で、その支給要件が満たされていないことを具体的に示すことが求められる。

イ 第２期変更決定、第３期支給決定及び第４期支給決定は、職業訓練受講手当を不支給とするものであり、それぞれ第２期申請、第３期申請及び第４期申請の一部を拒否するものであるから、行政手続法８条１項により理由の提示が求められるところ、当該各決定の通知書には、職業訓練受講手当を不支給とした理由の記載がない。

上記の通知書における職業訓練受講手当の不支給理由の記載については、第２期から第４期までにおける審査請求人の世帯収入が３０万円を超えるとして、求職者支援規則１１条１項の要件を満たしていないことを具体的に示す必要があった。

なお、上記のとおり、本件で職業訓練受講手当を不支給とした理由が示されなかったのは、上記の通知書において、給付金の一部を不支給とした場合にその理由を記載する欄が設けられていないことも原因の一つと考えられるため、当該通知書の様式の改善が望まれることは、当審査会の過去の答申（令和８年度答申第２号）でも指摘しているところである。この点について審査庁に確認したところ、様式等の必要な修正について関係各所と検討中とのことである（令和８年７月８日付け審査庁主張書面）。審査庁においては、引き続き通知書の様式等の必要な修正について検討された。

（２）審査請求人に対する説明等について

ア 求職者支援規則１１条１項２号は、職業訓練受講手当の支給要件の一つとして、当該特定求職者並びに配偶者等の「収入」の額を合算した額が３０万円以下であることを掲げており、また、求職者支援規則１２条

1 項は、通所手当の支給要件の一つとして、当該額が 3 4 万円以下であることを掲げている。そして、求職者支援要領においては、「収入」の範囲は税引前の稼得収入及びその他収入全般である旨が記載されており、このことは「求職者支援制度・訓練受講のしおりー就職支援計画書の交付を受ける方へー」にも明記されているところである。

しかし、処分庁の担当者は、審査請求人の事前審査時、第 1 期申請時及び第 2 期申請時のいずれの時点においても、審査請求人の両親の年金については税金等の差引き支給額による算定で問題ないとして、「収入」の範囲につき上記の求職者支援要領の記載と異なる誤った説明をしており、処分庁においても、審査請求人が収入要件を欠くことを看過したために、審査請求人に対し、事前審査通知書を交付して第 1 期支給決定等を行い、その後、第 1 期支給決定等を取り消すに至っている。これらの対応により、審査請求人に対し、職業訓練受講手当を受給できるという誤解を与えるとともに、受給した第 1 期支給決定等による支給相当額（第 2 期に係る通所手当相当額を除く。）の金員の返還を求められるという小さくない負担を強いる結果となっている。そして、前記のとおり、第 1 期支給決定等を取り消すことにより、給付金の受給者一般においても、これをちゅうちょなく使用できるという利益が一定の制約を受けるおそれが全くないわけではないことに照らすと、本件のように、求職者支援要領と異なる説明や処分をしたが故に一度実行した処分を取り消す事態に至ることは、審査請求人個人に対して影響を及ぼすにとどまらず、給付金に係る制度全体に対する信頼を揺るがす等の深刻な問題を生じさせかねないといわざるを得ない。

イ また、以下のとおり、処分庁においては、上記ア以外にも求職者支援要領に違反する処理が見受けられる。

すなわち、求職者支援要領 1 1 0 3 1 （1）ロ（イ）及びニによれば、給付金の支給決定をする場合には、職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）（様式 B－1 6）の所定欄に日付及び支給決定金額を記載するとともに、処理状況の「支給」に○を付し、安定所記載欄に担当者名を記載、確認印を押印するか、又は職業訓練受講給付金支給決定通知書（様式 B－7）を作成し、送付することとされている。このような求職者支援要領が作成されている趣旨は、支給決定の明確化及び責任の所在の明確化にあると思われる。そうであれば、処分庁内部において求職者支援

要領に従った取扱いをすることが求められていると解される。

しかし、処分庁は、第1期支給決定について、口頭のみで審査請求人に通知しており、上記の職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）又は職業訓練受講給付金支給決定通知書のいずれも作成しておらず、また、第2期支給決定についても、本件支給記録の所定欄のうち「支給決定日」欄は空欄となっており、「安定所記載欄」には担当者名の記載及び確認印の押印もないなど、求職者支援要領に基づく処理が遵守されていない。

ウ 以上のとおり、本件においては、関係法令等に対する処分庁の職員の理解が不十分であった結果、求職者支援要領に基づく処理が遵守されていない事態に至ったという一職員の責任にとどまらず、そもそも処分庁における審査体制及び職員の教育体制が整っていなかったことが本件のような事態を生じさせた一因と考えられる。

この点、当審査会は、審査庁において、処分庁に対し、求職者支援要領に基づく処理の遵守について周知されたい旨を過去の答申（令和8年度答申第13号）で指摘しており、その対応状況について審査庁に照会したところ、審査庁は、事務連絡により、都道府県労働局に対し、求職者支援要領に基づく支給審査の徹底を周知しているとのことであった（令和8年7月8日付け審査庁主張書面）。

本件のような事態が再度発生することがないように、処分庁においては、引き続き、関係法令等につき正しい理解が得られるように職員に対する指導を徹底することはもとより、審査体制及び職員の教育体制を整備するなど、再発防止策を検討されたい。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康		史
委	員	羽	田	淳		一